

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	生活衛生振興助成費等補助金	事業開始年度	昭和41年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	生活衛生課	生活衛生課 松岡 正樹		
会計区分	一般会計	上位政策				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第2項	関係する計画、通知等	「生活衛生営業指導等事業の実施について」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、全国的な指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>(財)全国生活衛生営業指導センターは、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生衛法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、生衛法第63条第2項の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。</p> <p>【生衛法第57条の10に規定する事業】</p> <p>①生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ②生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。 ③都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。 ④連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款を作成すること。 ⑥都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。 ⑦連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技術者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと。 ⑧上記の事業に附帯する事業。</p> <p>【補助率】定額</p>					
実施状況	(財)全国生活衛生営業指導センターにおいて実施					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	340	418	413	409	
	執行額	340	418	413		
	執行率	100.0	100.0	100.0		
	総事業費(執行ベース)	346	420	413		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、事業完了後提出される事業実績報告により把握するとともに、全国指導センターで開催される会議等において担当者と意見交換を行っている。				
	見直しの余地	平成22年度予算において、公益法人への国庫金支出の徹底的な見直しの観点から、支出額の見直しを行い平成21年度予算に対し、3,443千円の減額を行っているところである。 当該事業については、行政刷新会議の事業仕分けの対象となっており、事業仕分けの結果を踏まえ見直しを検討する。				
予算監視の・所見率化						
補記	<p>【生衛業の主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活に密着したサービスを常に衛生的で安心な状態で提供 ○地域に密着したサービスの提供により、町を活性化し、地域社会に潤いを与える ○高齢者・障害者施策など地域社会の福祉の増進への協力 <p>【生衛業の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国の経済活動の中で相当規模。雇用面でも大きな役割を担い、一定の資格や技術に基づきサービスを提供[事業所:約121万事業所(全産業の21%)、従業員数:約628万人(全産業の約12%)、収入額:約27兆円(サービス産業全体の18%)] ○大部分が経営基盤がぜい弱な中小零細企業(従業員5人以下の小規模事業者が7割。うち個人経営は9割) <p>【生衛法の制定経緯等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和32年に業界の自主的活動を通じた衛生水準の向上等を目指し「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(現在の生衛法)が業界の要望のもとに議員立法により制定 ○当該補助金は昭和41年度に創設され昭和54年度までは歳出予算に基づく予算補助であったが、昭和54年の生衛法の改正により法律の中に位置づけられたことにより、昭和55年度から生衛法に基づく法律補助に改められた。 					

平成20年度
実績

厚生労働省
418百万円

(財)全国生活衛生営業指導センターに対する補助
補助率:定額



A. (財)全国生活衛生営業指導センター
418百万円

生衛法第57条の10に定められた事業の実施
・生衛業全般に関する情報収集・提供、調査研究
・都道府県センター、連合会に対する連絡調整、指導
・連合会、組合に対する振興助成 等

【助成】

B. 生衛業の連合会、組合
(37か所)
153百万円

(内訳)上位10者

(単位:百万円)	
全国飲食業生衛組合連合会	9
全国理容生衛組合連合会	9
全日本美容業生衛組合連合会	9
全国旅館生衛組合連合会	9
全国社交飲食業生衛組合連合会	9
全国クリーニング生衛組合連合会	8
全国食肉生衛組合連合会	7
全国喫茶飲食生衛組合連合会	7
全国麺類生衛組合連合会	7
全国すし商生衛組合連合会	7

業界振興を図るための事業の実施

【委託】

C. (財)都道府県生活衛生
営業指導センター(47か所)
54百万円

(内訳)上位10者

(単位:百万円)	
(財)東京都指導センター	5
(財)福島県指導センター	2
(財)京都府指導センター	2
(財)島根県指導センター	2
(財)和歌山県指導センター	2
(財)宮城県指導センター	2
(財)岩手県指導センター	2
(財)茨城県指導センター	2
(財)愛媛県指導センター	1
(財)滋賀県指導センター	1

生衛業の課題となっている後継者の問題及び経営の効率化等に対する取組の実施

【委託】

D. (社)全国消費生活相談員協会
5百万円

理容店・美容店に求める安全・安心
に関する意識調査の実施

【委託】

E. (株)トーコン・シス
テムサービス
39百万円

システム保守

【委託】

F. 芝サン陽印刷(株)
9百万円

パンフレット等の印刷

【委託】

G. (株)太陽美術
19百万円

パンフレット等の印刷

【委託】

H. (株)信英堂
4百万円

ポスター等の印刷

【委託】

I. 菅原印刷(株)
2百万円

パンフレットの印刷

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.(財)全国生活衛生営業指導センター			E.(株)トーコン・システムサービス		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成費	生衛業の連合会、組合が行う振興事業に対する助成	153	雑役務費	システム保守	39
庁費	通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、会議費等	113			
人件費	指導員6名、研究員1名、補助員2名の給与	66			
委託費	都道府県センターに対する委託(後継者問題、経営効率化への対策)	54			
旅費	検討会委員、研修会講師等旅費	22			
委託費	(社)全国消費生活相談員協会に対する委託(消費者意識調査)	5			
諸謝金	検討会委員、研修会講師等謝金	5			
計		418	計		39
B.全国飲食業生衛組合連合会			F.芝サン陽印刷(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	飲食店における省エネルギー対策事業等の実施	9	印刷製本費	パンフレット等の印刷	9
計		9	計		9
C.(財)東京都生活衛生営業指導センター			G.(株)太陽美術		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	生衛業の経営基盤調査等の実施	5	印刷製本費	パンフレット等の印刷	19
計		5	計		19
D.(社)全国消費生活相談員協会			H.(株)信英堂		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
その他	消費者意識調査の実施	5	印刷製本費	ポスター等の印刷	4
計		5	計		4

I.菅原印刷(株)			M.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	パンフレットの印刷	2			
計		2	計		0
J.			N.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
K.			O.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
L.			P.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)